

法務省民商第2722号

平成19年12月14日

法務局民事行政部長 殿

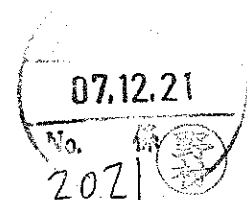
(除く東京)

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局商事課長

管轄外からの本店移転の登記後旧本店所在地においても登記がされていた
登記の更正又は抹消の申請があった場合等の取扱いについて（通知）

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、
別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願
います。



法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

管轄外からの本店移転の登記後旧本店所在地においても登記がされていた登記の更正又は抹消の申請があった場合等の取扱いについて（照会）

標記について、下記のとおり取り扱うべきと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

記

- 1 旧本店所在地における取締役の重任の登記事項の一部に錯誤又は遺漏があり、更正登記の申請があった場合

更正登記の申請書に旧本店所在地における当該会社の閉鎖事項証明書、申請書及び添付書面が錯誤又は遺漏により作成されたことを証する会社代表者（印鑑届出人に限る。）の上申書（添付書面の作成者と相違する場合には作成者全員の上申書及び市区町村長の印鑑証明書を含む。）並びに錯誤又は遺漏により作成された添付書面に代え新たに作成された添付書面が添付されていれば、当該錯誤又は遺漏による登記後に更に当該取締役について重任又は退任による変更の登記がされている場合を除き、受理して差し支えない。

また、当該登記の更正をする場合には、登記すべき事項を記録し、更正すべき事項を抹消する記号を記録する。なお、旧本店所在地の閉鎖した登記記録を復活して更正することは要しない。

- 2 旧本店所在地における取締役の重任の登記事項全部に錯誤があり、抹消登記の申請があった場合

抹消登記の申請書に旧本店所在地における当該会社の閉鎖事項証明書並びに申請書及び添付書面が錯誤により作成されたことを証する会社代表者（印鑑届

出人に限る。)の上申書(添付書面の作成者と相違する場合には作成者全員の
上申書及び市区町村長の印鑑証明書を含む。)が添付されていれば、当該錯誤
による登記後に更に当該取締役について重任又は退任による変更の登記がされ
ている場合を除き、受理して差し支えない。

また、当該登記の抹消をする場合には、更正すべき登記事項を抹消する記号
(原因年月日は「年月日重任登記抹消」の振り合いで記録する。)を記録し、
旧本店所在地において抹消する記号が記録された取締役の登記を回復する。

なお、旧本店所在地の閉鎖した登記記録を復活して抹消することは要しない。

3 旧本店所在地における資本金の額の登記に錯誤があり、抹消登記及び変更登
記の申請があった場合

抹消登記の申請書に旧本店所在地における当該会社の閉鎖事項証明書の添付
を要するほかは、本年12月3日付け民商第2583号貴職回答のとおりであ
る。

なお、当該登記の抹消をする場合には、抹消すべき登記事項を抹消する記号
を記録し、旧本店所在地において抹消する記号が記録された資本金の額の登記
を回復した上で、当該変更登記を行う。

なお、旧本店所在地の閉鎖した登記記録を復活して抹消することは要しない。

4 旧本店所在地における資本金の額の登記に錯誤があり、更正登記の申請があ
った場合

更正登記の申請書に旧本店所在地における当該会社の閉鎖事項証明書の添付
を要するほかは、本年12月3日付け民商第2585号貴職回答のとおりであ
る。

また、当該登記の更正をする場合には、登記すべき事項を記録し、更正すべ
き事項を抹消する記号を記録する。

なお、旧本店所在地の閉鎖した登記記録を復活して更正することは要しない。

5 旧本店所在地における取締役の解任の登記について解任決議無効の判決確定
による登記の嘱託があった場合

当該登記をする場合には、旧本店所在地における当該会社の閉鎖事項証明書
を参照し、解任登記、解任登記により抹消する記号が記録された取締役の登記
及びその登記により抹消する記号が記録された取締役の登記(原因年月日の記
録は不要)を移記(登記年月日は「年月日移記」の振り合いで記録する。)し
た上で、当該嘱託登記をする。

なお、旧本店所在地の閉鎖した登記記録を復活して登記することは要しない。

別紙 2

法務省民商第 2721 号

平成 19 年 12 月 14 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

管轄外からの本店移転の登記後旧本店所在地においても登記がされていた
登記の更正又は抹消の申請があった場合等の取扱いについて（回答）

本月 10 日付け 1 法登記 1 第 856 号をもって照会のあった標記の件については、
貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

なお、この場合の記録例は別紙のとおりと考えます。

別紙

- 1
 ・本店移転の際移記した重任年月日「平成18年10月1日」を「平成18年10月2日」と更正する場合

役員に関する事項	取締役 ○ ○ ○ ○	平成18年10月 1日重任
		平成18年10月 2日重任
		平成19年10月19日更正

- ・重任登記の遺漏について新本店所在地で更正登記をする場合

役員に関する事項	取締役 ○ ○ ○ ○	平成18年10月 1日重任
		平成19年10月19日更正

2

役員に関する事項	取締役 ○ ○ ○ ○	平成18年10月 1日重任
		平成19年10月19日重任 登記抹消
	取締役 ○ ○ ○ ○	平成19年10月19日更正
		平成16年10月 1日重任 平成19年10月19日更正 により回復

3

資本金の額	金2000万円	平成19年〇〇月〇〇日抹消
	金1000万円	平成19年〇〇月〇〇日回復
	金3000万円	平成19年〇〇月〇〇日変更 平成19年〇〇月〇〇日登記

※旧本店所在地での登記事項は、「金1000万円」→「金2000万円」との変遷をたどっているとの前提で、旧本店所在地における変更前の資本金をまず回復し、再度変更登記を行う。

4

資本金の額	金3000万円	
	金2000万円	平成19年〇〇月〇〇日更正

※旧本店所在地での登記事項は、「金1000万円」→「金3000万円」との変遷をたどっているとの前提である。

役員に関する事項	取締役	○ ○ ○ ○	
			平成19年10月19日移記
			平成18年10月 1日重任
			平成19年10月19日移記
			平成19年 4月 1日解任
			平成19年10月19日移記
	取締役	○ ○ ○ ○	平成19年10月 1日東京 地方裁判所の解任決議無効の 判決確定
		平成19年10月19日登記	

※解任前及び解任時の登記事項を嘱託登記の前提として移記し，その上で嘱託登記を登記する。